

[法令名称] 従業員有給年次休暇条例

[発布機関] 国務院

[発布番号] 国務院令第 514 号

[発布日] 2007-12-14

[施行日] 2008-01-01

[時限性] 現行有効

[効力等級] 部門規則

[全文]

中華人民共和国国務院令

第 514 号

「従業員有給年次休暇条例」は既に 2007 年 12 月 7 日に国務院第 198 回常務会議にて採択され、ここに公布し、2008 年 1 月 1 日から施行する。

総理 温家宝

二〇〇七年十二月十四日

従業員年次有給休暇条例

第一条 従業員の休憩休暇の権利を守り、従業員の積極性を発揮させるために、労働法及び公務員法に基づき、本条例を制定する。

第二条 機関、団体、企業、事業単位、民間非企業単位、従業員を雇っている個人工商戸などの単位(雇用者)の従業員について、連続して 1 年間以上勤務する場合、年次有給休暇(以下年次休暇と略称する)を享受する。単位は従業員の年次休暇を確保しなければならない。年次休暇の期間中、従業員は通常労働期間と同額の賃金収入をもらうことができる。

第三条 従業員の累計勤務年数が 1 年以上 10 年未満の場合、年次休暇が 5 日間で、10 年以上 20 年未満の場合、年次休暇が 10 日間で、20 年以上の場合、年次休暇が 15 日間である。

国家法定の祝日、休日は年次休暇の日数に含めない。

第四条 従業員は以下の状況のいずれかがある場合、当年の年次休暇を享受しない。

(一) 従業員が法律に基づいて冬休み又は夏休みを享受し、且つ休暇日数が年次休暇を上回る場合

(二) 従業員が私用休暇を累積 20 日以上取って、且つ単位が規定に基づいて賃金を減額しない場合

(三) 累計勤務年数が1年以上 10 年未満の従業員について、病気休暇を累積 2 ヶ月以上取った場合

(四) 累計勤務年数が 10 年以上 20 年未満の従業員について、病気休暇を累積 3 ヶ月以上取った場合

(五) 累計勤務年数が 20 年以上の従業員について、病気休暇を累積 4 ヶ月以上取った場合

第五条 単位が生産、作業の具体的な状況によって、且つ従業員本人の意思を考慮し、従業員の年次休暇を統一して計画・手配する。

年次休暇は一年度内で集中的に手配し、又は回数を分けて手配することもできる。一般的に、年度を越えるような手配はしない。単位が生産、作業の特性により、年度を越えて手配する必要がある場合は、次年度に繰り越して手配することもできる。

単位が仕事の要因により従業員の年次休暇を手配できない場合、従業員本人の承諾を経れば、年次休暇を与えなくてもよい。従業員が休むべきであるにもかかわらず休まなかった日数について、当該従業員一日分の賃金収入の 300% の年次休暇の賃金報酬を支払う必要がある。

第六条 県級以上の地方人民政府の人事部門、労働保障部門は職権により、単位側の本条例の執行情況を積極的に監督・検査をしなければならない。

労働組合は法律に基づいて、従業員の年次休暇権利を保護する。

第七条 単位が従業員の年次休暇を手配しない、且つ本条例の規定に基づいて、年次休暇の賃金報酬を与えない場合、県級以上の地方人民政府の人事部門又は労働保障部門は、職権

により、期限を設けて是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合、該当単位に年次休暇の賃金報酬を払うよう命じるほか、該当単位が年次休暇の賃金報酬の金額によって、従業員に賠償金を払わなければならない。年次休暇の賃金報酬、賠償金を払わない単位に対して、公務員又は公務員法に照らして管理を受ける人員の所在単位の場合、法律に基づいて、直接の責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に処分を与える。その他の単位に属する場合、労働保障部門、人事部門、又は従業員は人民法院に強制執行を申請する。

第八条 従業員と単位の間で、年次休暇についての争議が発生した場合、国の関連する法律、行政法規の規定に基づいて処理する。

第九条 国务院人事部門、国务院労働保障部門が職権により、それぞれに本条例の実施弁法を制定する。

第十条 本条例は、2008年1月1日から施行する。